

海岸漂着物対策推進会議の設置について（改正案）

平成 22 年 9 月 7 日
改正 平成 24 年 3 月 23 日
関係省庁申合せ

1. 目的

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第 30 条第 1 項の規定に基づき、関係行政機関が、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るために連絡調整を行うため、海岸漂着物対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2. 組織

（1）推進会議は次に掲げる者をもって構成する。

内閣官房総合海洋政策本部事務局長
内閣府政策統括官（沖縄政策担当）
総務省地域力創造審議官
外務省国際協力局地球規模課題審議官
文部科学省生涯学習政策局長
農林水産省農村振興局長
林野庁次長
水産庁次長
経済産業省産業技術環境局長
国土交通省水管理・国土保全河川局長
国土交通省港湾局長
気象庁地球環境・海洋部長
海上保安庁警備救難部長
環境省水・大気環境局長
環境省廃棄物・リサイクル対策部長

（2）推進会議に議長を置く。議長は環境省水・大気環境局長をもって充てる。

（3）推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聞くことができる。

3. 幹事会

推進会議を補佐するため、関係課室の課室長等（別紙）を幹事とする幹事会を置く。

4. 庶務

推進会議の庶務は、環境省において処理する。

5. 雜則

(1) 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議において定める。

(2) 漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議（平成18年4月設置）は、推進会議の設置をもって、廃止する。ただし、漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議において決定した事項については、推進会議に引き継がれたものとみなす。

(別紙)

海岸漂着物対策推進会議 幹事会

内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官
内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）
総務省地域力創造グループ地域政策課長
外務省国際協力局地球環境課長
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習社会教育課長
農林水産省農村振興局防災課長
林野庁森林整備部治山課長
水産庁増殖推進部漁場資源課長
水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長
経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室長
国土交通省水管理・国土保全河川局河川環境課長
国土交通省水管理・国土保全河川局砂防部保全課海岸室長
国土交通省港湾局国際・環境課長
国土交通省港湾局海岸・防災課長
気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課長
海上保安庁警備救難部環境防災課長
環境省水・大気環境局水環境課長
環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室長
地球環境局環境保全対策課長
環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長